



行政文書一部公開決定通知書

3 観名保第 150 号  
令和 3 年 11 月 25 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 3年11月12日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋城木造復元天守バリアフリー検討会議 (R3.11.8) ①レジュメ ②配布資料 (資料 1) これまでの経緯 (資料 2-1) 公募概要 (資料 2-2) 公募スキームの変更内容 (資料 2-3) 名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募【公募概要】(案) (参考資料 1) 名古屋城木造復元天守バリアフリー検討会議設置要綱 <参考>名古屋城木造復元天守のバリアフリーに関する庁内プロジェクトチーム検討体制 ③出席者 ④会議の内容が分かるもの ⑤録音		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和 3 年 11 月 25 日 以降 午前 時 午後 時	
行政文書の公開の方法	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)	
	1 閲覧	② 写しの交付	3 視聴

<p>行政文書の一部を公開しない理由</p>	<p>②配布資料について  名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号、第5号に該当するため、一部を非公開とします。</p> <p>(第7条第1項第4号、第5号)  当該行政文書には、未確定かつ未公表である昇降技術開発契約及び昇降技術導入契約に係る契約上限額の予定額が記載されている。</p> <p>このような未確定な情報を公にすると、それを確定したものと誤解した企業等をはじめとする市民の間に不当に混乱が生じるおそれがあるため(4号)</p> <p>また、このような未公表な情報を公にすると、一部の企業等が公募の開始前に契約上限額を知ることとなり、公募の公正、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(5号)</p> <p>③出席者、④会議の内容が分かるもの、⑤録音について  請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、不存在であるため、非公開とします。</p>
<p>備考</p>	<p>&lt;決定を行った所管課・公所&gt;  観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室  TEL 052-231-2488</p>

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

# 名古屋城木造復元天守バリアフリー検討会議

令和3年11月8日(月)

東庁舎5階大会議室

(幹部会後)

## 1 議長あいさつ

## 2 報告

### (1) 名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募について

ア これまでの経緯

資料1

イ 公募の概要

資料2

【参考資料1】名古屋城木造復元天守バリアフリー検討会議設置要綱

## 名古屋城天守閣整備事業（バリアフリー関連）これまでの経緯

日時	内容
平成 29 年 11 月 16 日	◇第 6 回天守閣部会 エレベーターを設置せず、チェアリフトや階段昇降機などの代替手段によるバリアフリー対応という名古屋市案を提出
11 月 21 日	◇公開質問状收受 愛知障害フォーラム（ADF）からバリアフリーに関してEV不設置の理由や、それに至った経緯などについて質問
11 月 30 日	◇市長名で回答 愛知障害フォーラム（ADF）宛て バリアフリー対策を検討するチームを発足させ、エレベーター設置も含めて検討する。 ・史実に忠実に復元することを基本方針として、障害者団体、市民などの意見を伺いながら検討を進めていくことなどを回答
12 月 11 日	◇障害者団体連絡会 バリアフリーの検討状況について報告
12 月 28 日	◇第 1 回庁内PT会議 ・議題 庁内プロジェクトチーム検討体制（案）についてバリアフリーに関する考え方について ・概要 バリアフリーに関してどのように取り組んでいくか、各局においての意見を聞きながら検討していくことになった。
平成 30 年 1 月 26 日	◇第 1 回庁内PT会議ワーキング ・障害者団体等ヒアリング状況、木造天守の昇降に関する考察、今後のスケジュールについてなど報告と議論
2 月 13 日	◇第 2 回庁内PT会議ワーキング ・各局課室のバリアフリーに関する現状の課題認識、木造天守の昇降に関する考察についてなど報告と議論
2 月 22 日	◇第 3 回庁内PT会議ワーキング ・各局課室のバリアフリーに関する現状の課題認識、木造天守の昇降に関する考察、木造復元天守の昇降について報告と議論
2 月 28 日	◇第 2 回庁内PT会議 ・議題 各局のバリアフリーに関する現状の課題認識について木造復元天守の昇降に関する意見 木造復元天守の昇降の可能性について バリアフリーに関する今後の進め方 ・概要 各局の現状の課題認識について報告。色々な方面の人からの意見を集約し、それを議論して方針をまとめていく。
3 月 22 日	◇障害者団体連絡会 市長出席のもと、各団体から意見を求めた
3 月 28 日	◇第 9 回天守閣部会 木造復元天守の昇降に関する検討について報告

日時	内容
3月29日	<p>◇第3回庁内PT会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議題 木造復元天守の昇降について(案) バリアフリーに関する要望・意見</li> <li>・概要 障害者、高齢者団体などからの要望・意見の報告。これまでの検討内容と課題を整理。特別史跡名古屋城跡のバリアフリーに関する方針(案)の内容を定める。</li> </ul>
4月10日	◇要望書を受理 ～10月2日にかけて15団体から16件
4月19日	<p>◇障害者団体連絡会の団体</p> <p>特別史跡名古屋城跡のバリアフリーの検討状況を説明</p>
4月24日	<p>◇第1回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天守閣木造復元の方針、バリアフリーの検討状況、障害者・高齢者・技術開発関係者・市民からの意見などを報告</li> </ul>
5月7日	<p>◇第4回庁内PT会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議題 特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議資料 特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議主なご意見 天守閣の昇降に関する付加設備の方針(案)</li> <li>・概要 4月24日に開催された特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議の内容についてと、天守閣の昇降に関する付加設備の方針(案)について報告。</li> </ul>
5月8日	<p>◇「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針(案)」</p> <p>名古屋市障害者団体連絡会の団体に提示し意見を求める</p>
5月9日	<p>◇第10回天守閣部会</p> <p>「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針(案)」について報告</p>
5月15日	<p>◇所管事務調査</p> <p>「特別史跡名古屋城跡バリアフリー基本方針(案)について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリーの検討状況と、主な意見、昇降に関する付加設備の方針(案)について報告</li> </ul>
5月17日	<p>◇所管事務調査</p> <p>「特別史跡名古屋城跡バリアフリー基本方針(案)について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー基本方針(案)における弁護士の見解について報告</li> </ul>
5月28日	◇市長と12団体の懇談会
5月30日	◇「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」を公表
7月24日	<p>◇第1回バリアフリー説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・階段の昇降技術を持つ企業4社が、その技術・製品の説明をし、それに対して障害者団体からご意見をいただいた</li> </ul>
10月30日	<p>◇所管事務調査 名古屋城跡天守閣整備事業の進捗状況について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化庁の文化審議会に向けた検討状況</li> <li>2 バリアフリーの検討状況</li> </ol>

日時	内容
11月15日	◇第2回バリアフリー説明会 ・非公開の場で、パワーアシストスーツ、段差解消機、はしご車のメーカーから説明を受け、それに対して障害者団体7団体から意見をいただく
12月17日	◇第4回庁内PT会議ワーキング ・木造天守閣の昇降に関する付加設備の主な検討状況、名古屋城木造天守閣の昇降に関する公募スキーム、名古屋城バリアフリー検討調査の実施について報告と議論
12月21日	◇障害者団体連絡会 公募スキームの検討状況を説明
12月28日	◇第2回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議 ・木造天守閣の昇降に関する付加設備の検討状況と、「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」、昇降に関する公募スキームなどについて説明
平成31年 1月7日	◇人権救済申し立て 「名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会」から日弁連（日本弁護士連合会）へ
2月25日	◇実現する会 市民署名 13,674筆提出
3月11日	◇予算委員会 要求資料「第2回バリアフリー検討会議構成員の主な意見」
3月22日	◇愛知県障害者差別解消条例改正（第13条6項を追加）
4月1日	◇名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 施行
(令和元年) 6月17日	◇名古屋市障害者団体連絡会（全12団体出席） ・公募の方針について説明
6月19日	◇6月市会本会議 （浅井市議：自民）国際コンペの実施時期について質問
7月2日	◇実現する会 市民署名 追加5,911筆計19,585筆提出
7月5日	◇実現する会 知事宛救済申し立て ・県障害者差別解消条例に基づく人権救済申し立て
7月23日	◇市長レク 公募の実施案について「新技術公募の考え方」 ・部門分け、審査基準等について
8月5日	◇障害者団体連絡会（全12団体出席） 公募実施概要について説明 ・史実に忠実とバリアフリーの両立、部門分け、審査基準、ワークショップの実施などについて
8月20日 21日	◇名古屋城木造天守閣の昇降新技術公募に関する審査基準作成のワークショップ開催 ・審査基準について障害者団体からご意見をいただく ・2日間で6名参加

日時	内容
8月29日	◇市長コメント公表「竣工時期を延ばすこととした」
10月1日	◇経済水道委員 ・30年度「予備調査・資料作成」の成果をきちんと繋ぎ、令和元年度中に公募を開始する旨の質疑応答
10月24日	◇第3回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議 ・第2回バリアフリー検討会議以降の状況 ・8月20日、21日 障害者団体とのワークショップの成果 ・名古屋城木造天守閣「階段体験館」ステップなごやの竣工
11月2日	◇名古屋城木造天守閣「階段体験館」ステップなごや 開館
11月6日 ・18日	◇名古屋城木造天守閣の昇降新技術公募に関する審査基準作成のワークショップ開催（2日開催） ・審査基準について障害者団体からご意見をいただく
11月15日	◇評価員・技術相談員説明会 公募要項、審査基準等の作成に関する事前説明
12月20日	◇障害者団体連絡会（全12団体出席） 第2回審査基準作成ワークショップ及び第3回バリアフリー検討会議の報告
令和2年 1月10日	◇日弁連から「人権救済申立事件について（照会）」收受 平成31年1月7日実現する会から日弁連への申立に伴う照会
2月9日	◇第1回 評価員・技術相談員会（技術相談員会） 公募要項・要求水準書・審査基準等の（案）を検討協議
2月14日	◇第1回 評価員・技術相談員会（評価員会） 公募要項・要求水準書・審査基準等の（案）を検討協議
3月31日	◇日弁連宛て「人権救済申立事件について（回答）」送付 令和2年1月10日 日弁連からの照会に対する回答
4月2日	◇第2回 評価員・技術相談員会 公募要項等確定のための総括協議
4月8日	◇第5回庁内PT会議ワーキング（課長級会議） ・これまでの経緯、公募の概要等
4月13日	◇第5回庁内PT会議（資料配布のみ） ・これまでの経緯、公募の概要等
4月19日	◇第4回特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議（流会）
8月27日	◇障害者団体連絡会（全12団体出席） 名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募について

日時	内容
令和3年 6月18日	◇文化庁の所見 <u>特別史跡における歴史的建造物の再現行為として適切であること等、必要な条件が整った段階において、</u> 天守解体と木造復元を一体の計画とした現状変更申請を提出されるのが適当である。



## ○公募概要

## ア 目的

公募によりできるだけ多くの方が使用できる昇降技術を募り実用化することで、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立を実現

## イ 選定方法

## (ア) 求める昇降技術

大天守の内部を垂直に昇降する技術、大天守の階段を直接昇降する技術、外部から直接大天守1階以上に入城できる技術等、幅広く技術を募集

## (イ) 主な条件

- ・大天守の柱、梁を傷めないこと
- ・大天守1階まで昇ることを必須とし、可能な限り上層階まで昇ることができること

## (ロ) 公募への高齢者、障害者等の参画

令和2年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正において、歴史的建造物を再現する場合等におけるバリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の参画の下検討が行われるよう、必要な措置を講ずることとされた趣旨を鑑み、提案された昇降技術に対し、高齢者、障害者等からの意見を踏まえ、昇降技術の選定を実施

## (エ) 審査方法

- ・様々な分野の有識者である評価員が、提案された昇降技術に対して、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施
- ・評価員は、事前に定めた審査基準に沿って評価を行い、その評価に基づいて昇降技術を選定

## ウ 今後の進め方

公募により昇降技術を選定し、その選定内容を含めた木造天守全体のバリアフリーの方針を全体計画に反映

○公募スキームの変更内容

区分	令和2年度当初	変更後 (案)
考え方	竣工時期の見通しを立てた上で令和2年度に公募開始	復元検討委員会に向けた全体計画にバリアフリーの方針を反映するため、準備が整い次第公募開始
公募スキーム		
	注	変更後 (案) は令和3年9月末現在

# 名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募

## 【公募概要】(案)

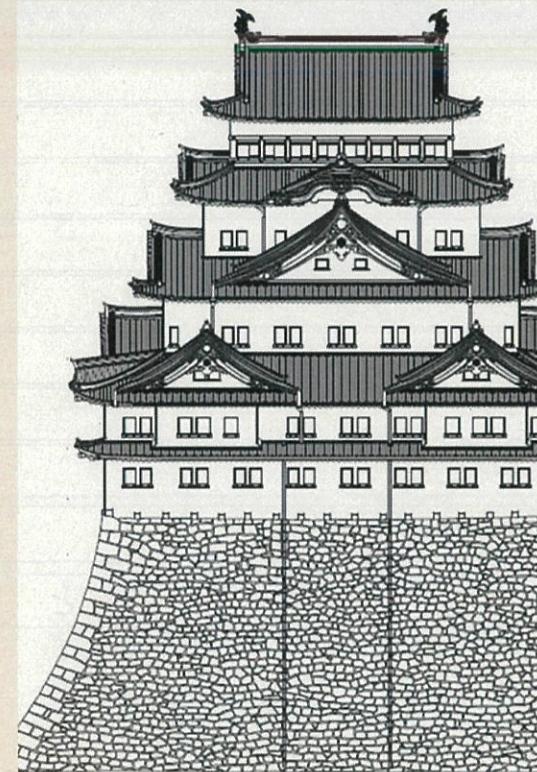
### 背景

- 名古屋城現天守閣は1959年の再建以降老朽化等課題が顕在化
- 「名古屋城天守閣復元事業」で史実に忠実な復元により名古屋城の本質的価値の理解促進、観光面の魅力向上が可能
- 障害のある人もない人も共に文化財を快適に楽しめるバリアフリーが重要

### 目的

- 史実に忠実に復元する木造天守に誰もが昇降できるように、**昇降技術を世界中から募り実用化する**
- 史実に忠実な復元とバリアフリーの両立**を目指し、先進的なバリアフリー技術を名古屋から発信・展開する

### ◇ 候補技術



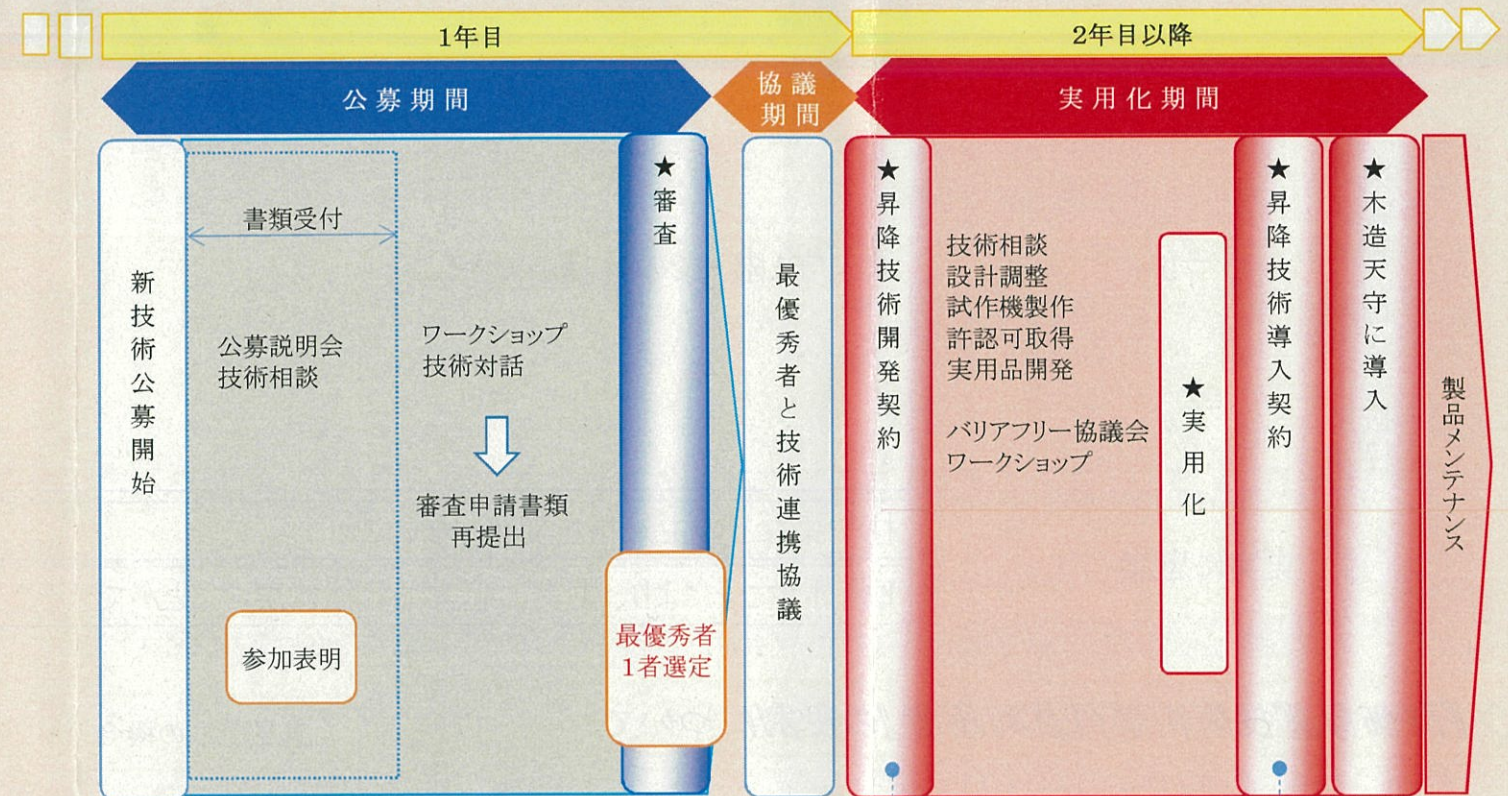
5階  
4階  
3階  
2階  
1階  
地階  
地上

#### 技術例:

- 大天守の内部を垂直に昇降する技術
  - 大天守の階段を直接昇降する技術
  - 外部から直接大天守1階以上に入城できる技術
- 等 幅広く技術を募集

地上から大天守地階までのバリアフリーは  
木造天守復元の設計・施工者にて  
別途対応予定

### ◇ スケジュール



### ◇ 新技術の実用化

#### 開発費用(昇降技術開発契約)【審査後】

契約対象者 最優秀者(1者)

契約上限額

- 審査後に最優秀者の昇降技術を開発する契約(昇降技術開発契約)を締結する
- 試作機を製作する
- 契約金額は提案時に公募参加者が提示した金額を基に、協議を行った上で決定する
- 必要な許認可等をクリアできる見込みが必要

#### 導入費用(昇降技術導入契約)【開発後】

契約対象者 昇降技術開発契約者(1者)

契約上限額

- 昇降技術開発契約者と木造天守に導入する契約(昇降技術導入契約)を締結する
- 契約金額は提案時に公募参加者が提示した金額を基に、協議を行った上で決定する
- 審査時に費用を抑制することを加点要件とする

- 本公募では、大天守1階への昇降ができることを必須条件とする
- より上層階への昇降が可能な昇降技術を求める(加点要件)
- 審査においてバリアフリーの項目の評価によっては、最優秀者として選定しない可能性がある

### ◇ 最優秀者以外の技術による補完

最優秀者提案技術以外の技術を導入することにより

『木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針』で求めるバリアフリーをより効果的に補完することができる判断される場合にはその技術も採用する可能性がある。

※ 公募後に最優秀者以外にも協議により採用される可能性がある旨を公募要項等に明記する。

# 名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募

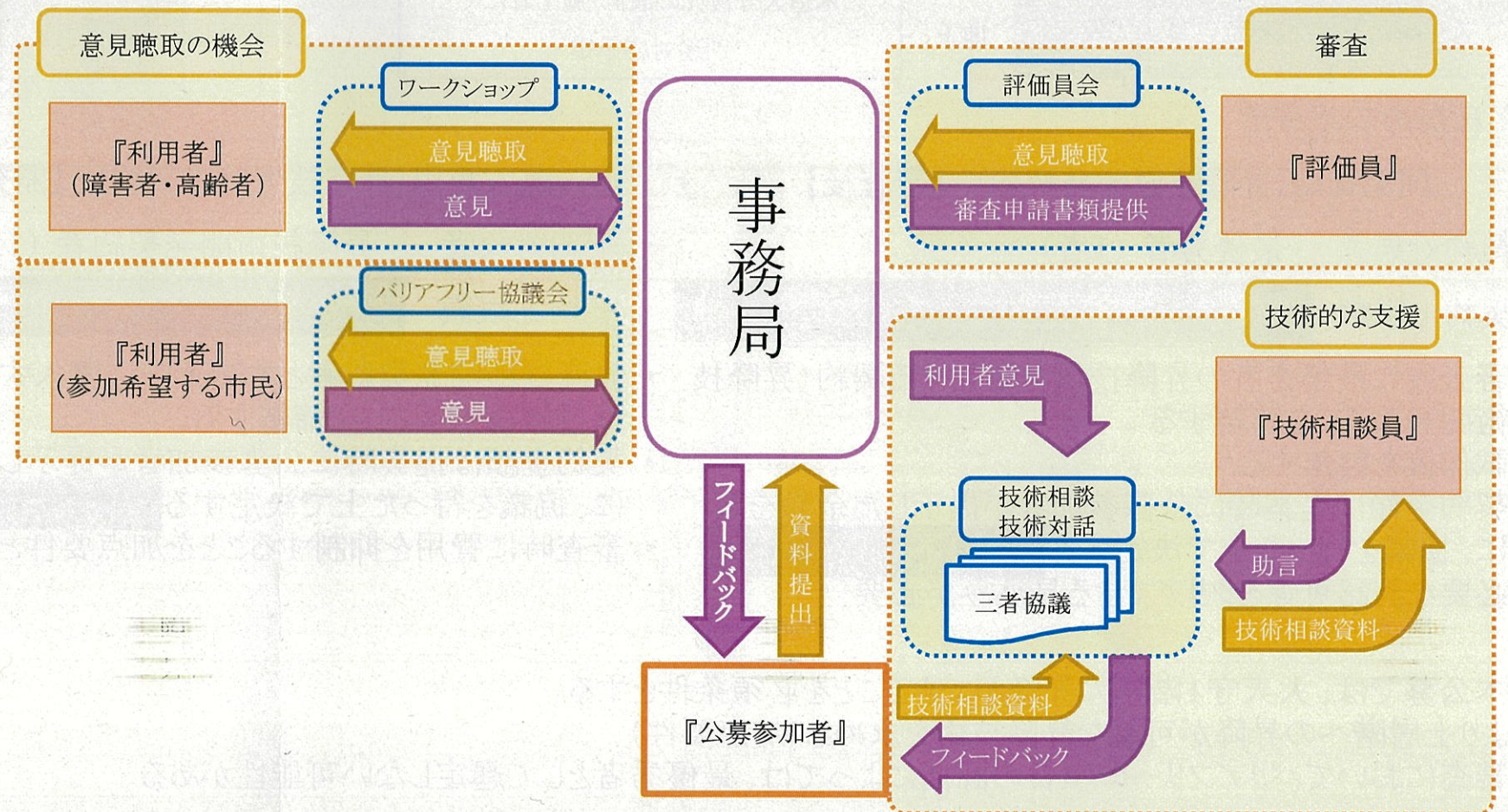
## 【公募概要】(案)

### ◇ 要求水準及び評価について

要求水準の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査に際し、公募参加者に求める基本要件を最低要求水準とする。</li> <li>加対象要求水準として、各審査項目に配点してA～Eの5段階評価を行い、総合点で最優秀者を選定する。</li> </ul>		
※審査の項目の抜粋	最低要求水準	加対象要求水準	
	バリアフリー	大天守1階までの昇降ができること  柱や梁などの主架構を変更しないこと 取り外すことにより、史実に忠実な状態に戻すことができること	利用対象者の範囲が広いこと 誰もが簡単に使えること 健常者の移動と同じような時間で移動できること 多人数による反復した利用が可能であること 健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること 大天守のより上層階まで上がれること 怖い思いをしなくて乗れること 他の人の助けを借りることなく昇降ができること  木造復元天守の床・柱に使用されている木材を保護すること 復元する木造天守の外観や内観を損なわない工夫がなされていること
	史実に忠実		

### ◇ 『評価員』『技術相談員』『利用者』の役割について

『評価員』 『公募参加者』から出された提案について評価する	開発研究、制御工学、建築史、バリアフリー、経営、インバウンド等に見識がある方
『技術相談員』 『公募参加者』から出された提案について、事務局同席の上、技術的な助言をする	機械安全、技術監理、技術利活用、建築史等に見識がある方
『利用者』 『公募参加者』から出された提案について、事務局を介して意見を	障害者・高齢者を中心とした昇降技術の利用が見込まれる方々及び全ての市民



## 名古屋城木造復元天守バリアフリー検討会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 名古屋城木造復元天守の整備におけるバリアフリー等について、その諸課題や内容等を検討するため、『名古屋城木造復元天守バリアフリー検討会議』(以下「検討会議」という。)を設置する。

### (構成)

第2条 検討会議に議長、副議長及び委員を置く。

2 議長は名古屋市副市長担任意務規程に基づき観光文化交流局を担当とする副市長、副議長は議長を除く副市長とし、委員は別表第1に掲げる職にある者で構成する。

### (職務)

第3条 議長は検討会議の事務を総理する。

2 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (所掌事務)

第4条 検討会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 各局の役割分担及び検討の進め方に関すること。
- (2) 木造復元天守におけるバリアフリーの考え方に関すること。
- (3) 木造復元天守におけるバリアフリーの整備に関すること。
- (4) その他必要と認めること。

### (検討会議の開催)

第5条 議長は、必要に応じて委員による検討会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

- 2 会議の議事の進行は議長が行うものとし、議長が総括を行うものとする。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明、または、意見を聴くことができる。

### (ワーキングチームの設置と会議の開催)

第6条 検討会議の所掌事務について、調査、情報収集及び検討を行うため、検討会議に別表第2に掲げる者で構成するワーキングチームを設置する。

- 2 ワーキングチームに座長及び構成員を置く。
- 3 座長は、観光文化交流局名古屋城総合事務所長とする。
- 4 座長は、必要に応じて構成員による会議(以下この条において「会議」という。)を招集することができる。
- 5 会議の議事の進行は、座長が行う。
- 6 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、説明、または、意見を聴くことができる。
- 7 会議は、構成員の内から当該会議に必要と認める構成員のみにより開催することができる。

(検討会議の庶務)

第7条 検討会議の庶務は、観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室において処理する。

(ワーキングチームの庶務)

第8条 ワーキングチームの庶務は、観光文化交流局名古屋城総合事務所において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営その他必要な事項については、検討会議の議長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月27日から施行する。

別表第 1

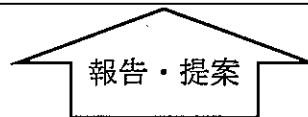
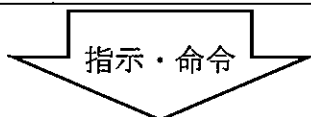
委員
経済局長 健康福祉局長 子ども青少年局長 緑政土木局長 教育長 交通局長 観光文化交流局長

別表第 2

構成員
経済局イノベーション推進部次世代産業振興課長 健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課長 健康福祉局障害福祉部主幹（障害者差別解消・バリアフリーの推進） 子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課長 緑政土木局緑地部緑地維持課長 教育委員会事務局指導部指導室長 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室長 交通局営業本部企画財務部主幹（企画調整・外郭団体） 観光文化交流局名古屋城総合事務所長 観光文化交流局名古屋城総合事務所主幹（天守閣整備） 観光文化交流局名古屋城総合事務所主幹（天守閣整備） 観光文化交流局名古屋城総合事務所主幹（木造天守閣昇降技術開発支援） 観光文化交流局名古屋城総合事務所主幹（木造天守閣昇降技術開発等） 観光文化交流局名古屋城総合事務所主幹（木造天守閣復元推進） 観光文化交流局総務課長

名古屋城木造復元天守のバリアフリーに関する庁内プロジェクトチーム検討体制

- 1 名称 名古屋城木造復元天守バリアフリー対策検討会議
- 2 構成員 (1) 廣澤副市長 (議長)  
(2) 中田副市長 (副議長)  
(3) 杉野副市長 (副議長)  
(4) 経済局長  
(5) 健康福祉局長  
(6) 子ども青少年局長  
(7) 緑政土木局長  
(8) 教育長  
(9) 交通局長  
(10) 観光文化交流局長
- 3 検討事項 (1) 各局の役割分担及び検討の進め方に関すること  
(2) 木造復元天守におけるバリアフリーの考え方に関すること  
(3) 木造復元天守におけるバリアフリーの整備に関すること  
(4) その他必要と認めること



- 4 名称 名古屋城木造復元天守バリアフリー対策検討会議 ワーキングチーム
- 5 構成員 (1) 経済局 イノベーション推進部 次世代産業振興課長  
(2) 健康福祉局 高齢福祉部 高齢福祉課長  
(3) 健康福祉局 障害福祉部 主幹 (障害者差別解消・バリアフリーの推進)  
(4) 子ども青少年局 子ども支援部 子ども福祉課長  
(5) 緑政土木局 緑地部 緑地維持課長  
(6) 教育委員会事務局 指導部 指導室長  
(7) 教育委員会事務局 生涯学習部 文化財保護室長  
(8) 交通局 企画財務部 主幹 (企画調整・外郭団体)  
(9) 観光文化交流局 名古屋城総合事務所長  
(10) 観光文化交流局 名古屋城総合事務所 主幹 (天守閣整備)  
(11) 観光文化交流局 名古屋城総合事務所 主幹 (天守閣整備)  
(12) 観光文化交流局 名古屋城総合事務所 主幹 (木造天守閣昇降技術開発等)  
(13) 観光文化交流局 名古屋城総合事務所 主幹 (木造天守閣昇降技術開発支援)  
(14) 観光文化交流局 名古屋城総合事務所 主幹 (木造天守閣復元推進)  
(15) 観光文化交流局 総務課長
- 6 検討事項 (1) 検討会議における指示事項  
(2) 木造復元天守におけるバリアフリーに関する調査・情報収集  
(3) その他必要と認めること